

# 遺族共済年金決定 請求書（表）記入例

令和2年1月1日改訂

## 遺族共済年金決定請求書

受付印		照会番号		受付番号	
		所得額		証書番号	
		円			
遺族認定		区分	支払種別	寡婦加算	
認定	否認				
別居	事実婚	障害	第三者	船員	増恩

共済組合使用欄です。  
何も記入しないでください。

捺印してください  
(認印で構いません)

裏面も必ずご記入ください

提出年月日を記入してください。

日本鉄道共済組合 事務局長 殿

令和 2 年 1 月 20 日

- ① 住民票に登録されている氏名、フリガナ、死亡した方との続柄、生年月日、住所（漢字）、フリガナ、郵便番号、電話番号を記入し、捺印してください。
- ② 現在お住まいの住所が住民票上の住所と異なる場合は、書類送付先箇所欄に送付先住所（漢字）、フリガナ、郵便番号、電話番号を記入してください。共済組合からお知らせなどを送付する際に使用させていただきます。  
なお住民票上の住所と同じ住所にお住まいの方は、記入する必要はありません。

年金を請求する方	フリガナ	キョウサイ カズコ	死亡した方との続柄	生年月日
	氏名	共済 和子	妻	明・大 3年 3月 3日 昭・平
	フリガナ	カナガワケン ヨコハマシ ナカク ホンチヨウ 6-50-1		
	住民票上の住所	〒 231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1		
	電話番号	045-222-9512		
	フリガナ	カナガワケンヨコハマシ〇〇ク〇〇 〇-〇-〇 キョウサイ イチロウ カタ		
書類送付先箇所	〒 000-0000 ※ 住民票上の住所と書類送付先箇所が同じ方は、記入する必要はありません。 神奈川県横浜市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 共済一郎方			
電話番号	045-222-〇〇〇〇			

- ① 死亡した方の、氏名、生年月日、死亡した日を記入してください。
- ② 死亡した方と年金を請求される方の住民票上の住所が異なる場合には、死亡した方の住民票上の住所も記入してください。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第32条第2項第1号の規定による遺族共済年金の決定を請求します。

死亡した方	フリガナ	キョウサイ タロウ	生年月日	死亡した日
	氏名	共済 太郎	明・大 14年 5月 5日 昭・平	令和 2年 1月 5日
住民票上の住所	※ 死亡した方の住民票上の住所が、年金を請求する方の住民票上の住所と同じである場合は、記入する必要はありません。			

- ① 遺族共済年金の受取りを希望する金融機関が、ゆうちょ銀行以外の場合は、(1)に金融機関の名称、支店名等、金融機関コード、支店コード又は店番、普通預金口座番号、口座名義人カナを記入し、ゆうちょ銀行の場合は、(2)に口座名義人カナ、通帳記号・番号を記入してください。
- ② 記入した内容を確認できる通帳のページをコピーして提出してください。
- ③ 金融機関の統廃合によりお手持ちの通帳が旧の金融機関名称や支店名等になっている方は、通帳の再発行を受けた後、新しい内容で記入し、通帳の必要部分をコピーして提出してください。
- ④ 貯蓄口座にはお振込みできませんので、記入しないで下さい。

1 遺族共済年金振込先金融機関について（必ず記入された内容を確認できる通帳のページをコピーして提出してください）

※ 金融機関の統廃合によりお手持ちの通帳が旧の金融機関名称や支店名等になっている方は、通帳の再発行を受けた後、記入して下さい。

(1) ゆうちょ銀行以外の金融機関を希望する場合

金融機関	名称	鉄道共済		金融機関コード	
	支店名等	横浜		9 9 9 9	
普通預金口座番号	9 9 9 9 9 9 9		支店コード又は店番		9 9 9
口座名義人カナ	キョウサイ カス、コ				

金融機関コードや支店コード又は店番は、分らなければ記入不要です。

(2) ゆうちょ銀行を希望する場合

口座名義人カナ					
通帳記号（左に詰めて記入）			通帳番号（右に詰めて記入）		
1	0	-			1

裏面も必ずご記入ください

訂正の際の記入方法

※ 訂正される場合は訂正箇所にご捺印（サイン可）ください。修正液などで訂正は承れません。

市〇〇 ~~1235~~ 1-2-34  
共済

# 遺族共済年金決定 請求書（裏）記入例

## 2 年金を請求する方について伺います。

年金を請求する方について	① 死亡した方と同居していましたか。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
	② あなたの住民票上の住所は、死亡した方と同じでしたか。 「いいえ」と答えた方は、別居申立書又は在園証明書を提出してください。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
	③ 元年金者の死亡当時、あなたの年収は850万円以上でしたか。 「はい」と答えた方のうち、会社等を定年退職する等の理由により、おおむね5年以内に年収が850万円未満になる見込みの方は、その理由を次に記入するとともに、 <u>会社の就業規則等のコピーを提出してください。</u>	はい <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> いいえ
	【理由】	
	④ あなたの他に、死亡した方に生計を維持され、死亡した方と同居していた方のうち、次に該当する方はいますか。 「はい」と答えた方は、該当する番号を○で囲み、該当する方の氏名を記入してください。 1. 18歳未満の子または孫 <sup>(注1)</sup> <input checked="" type="radio"/> 2. 障害のある <sup>(注2)</sup> 子または孫 <sup>(注1)</sup> 3. 父母 (注1) 婚姻している子や孫、親と同居している孫は遺族に該当しません。 (注2) 国民年金の障害基礎年金を受給できる程度の障害をいいます。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ 該当する方の氏名 <b>共済 次郎</b>
⑤ あなたは現在、年金を受給していますか。 「はい」と答えた方は、あなたの基礎年金番号を記入し、年金の支払者を全て○で囲み、 <u>年金の支払者を確認することができる書類(※)のコピーを提出してください。</u> ※ 年金証書、年金額改定通知書または年金振込通知書など	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
基礎年金番号	9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9	
年金の支払者	<input checked="" type="radio"/> 1. 日本年金機構 <input checked="" type="radio"/> 2. 共済組合(共済組合名: <b>〇〇県市町村職員共済組合</b> )	

「いいえ」と答えた方は、遺族共済年金決定請求書とは別に、別居申立書(所定様式)に必要な書類を添付して提出してください。  
(別添の「遺族共済年金請求のご案内」の2ページの「2.事例に該当する方のみ請求に必要な書類」の①・②をご参照ください。)

### ④について

- 年金を請求する配偶者の方以外に、死亡した方と同居し、かつ、生計を維持されていた1、2または3に該当する方は、遺族共済年金の支給の対象となります。
- 1、2または3に該当する方は、遺族申立書(所定様式)に必要な書類を添付して提出してください。  
(別添の「遺族共済年金請求のご案内」の2ページの「2.事例に該当する方のみ請求に必要な書類」の④をご参照ください。)
- 2に該当する方がいる場合は、上記の書類に加えて、障害の状態を証明する診断書(所定様式)を提出してください。

### ⑤について

- 年金を請求する方が、年金を受給している場合は、基礎年金番号を記入してください。
- 年金を受給している方は、年金の支払者を確認することができる書類のコピーを提出してください。  
(別添の「遺族共済年金請求のご案内」の1ページの「1.請求に必要な書類」の「エ」をご参照ください。)

## 3 死亡した方について伺います。

死亡した方について	① 旧国鉄又はJR等で、勤務中に船員として船舶に乗船していた期間はありますか。	はい <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> いいえ
	② 総務省より増加恩給 <sup>(注)</sup> を受給していましたか。 「はい」と答えた方は、 <u>増加恩給証書(本通)を提出してください。</u> (注) 増加恩給とは、公務に起因する傷病により支給される恩給です。	はい <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> いいえ
	③ 死亡の原因となった傷病は、第三者の行為(交通事故等)によって生じたものですか。	はい <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> いいえ
	④ 国鉄を退職後、国家公務員又は地方公務員になったことがありますか。 「はい」と答えた方は、国家公務員や地方公務員の共済組合から支給されている年金の <u>年金証書のコピーを提出してください。</u>	はい <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> いいえ

・増加恩給とは、公務に起因する傷病により障害の状態になった方などに、総務省から支給される恩給です。  
・恩給は、4月・7月・10月・12月の年4回に分けて支給されます。  
・なお、総務省より普通恩給が増加恩給と合せて支給されている方は、増加恩給証書(本通)の提出は不要です(総務省より公務扶助料が支給されます。)

死亡した方が、国鉄職員以外で、国家公務員や地方公務員の共済組合から年金を受給していた場合は、その年金の年金証書のコピーを提出してください。  
(別添の「遺族共済年金請求のご案内」の2ページの「2.事例に該当する方のみ請求に必要な書類」の③をご参照ください。)

日本鉄道共済組合における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。  
1. 長期給付の決定及び支払 2. 長期給付に関する情報の提供